

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000160号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100011号

第1 結論

昭和32年4月1日から昭和33年7月1日までの期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和33年7月1日から昭和35年11月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和35年11月1日から昭和36年9月までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和36年9月から同年11月6日までの期間について、請求者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年4月28日から同年5月1日までの期間について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年5月1日から同年6月6日までの期間について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年8月30日から同年10月1日までの期間について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年10月1日から同年10月4日までの期間について、請求者のH社(現在は、I社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和38年2月22日から同年10月1日までの期間について、請求者のH社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和38年10月1日から昭和39年7月1日までの期間について、請求者のJ社(昭和40年4月15日にK社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和40年7月30日から同年8月1日までの期間について、請求者のK社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和40年8月1日から昭和41年11月までの期間について、請求者のL社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和41年11月1日から同年11月10日までの期間について、請求者のM社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和42年3月1日から昭和43年8月30日までの期間について、請求者のN社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和42年3月3日から同年4月1日までの期間について、請求者のM社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年8月から昭和45年8月までの期間について、請求者のO社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和45年8月1日から昭和46年8月1日までの期間について、請求者のP社における厚生

年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 47 年 12 月 26 日から昭和 48 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の P 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 48 年 1 月から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者の Q 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 49 年 2 月 1 日から昭和 53 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の R 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 53 年 8 月 1 日から同年 12 月までの期間について、請求者の S 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 53 年 12 月 1 日から昭和 54 年 2 月までの期間について、請求者の T 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 54 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の U 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 55 年 2 月 26 日から昭和 56 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の U 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 56 年 4 月 1 日から同年 4 月 26 日までの期間について、請求者の V 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 57 年 3 月から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者の W 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 59 年 3 月 11 日から昭和 60 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の W 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の X 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 61 年 6 月 1 日から昭和 62 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の Y 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 62 年 7 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の Z 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 4 年 7 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日までの期間について、請求者の a 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 昭和32年4月1日から昭和33年7月1日まで
② 昭和33年7月1日から昭和35年11月1日まで
③ 昭和35年11月1日から昭和36年9月まで
④ 昭和36年9月から同年11月6日まで
⑤ 昭和37年4月28日から同年5月1日まで
⑥ 昭和37年5月1日から同年6月6日まで
⑦ 昭和37年8月30日から同年10月1日まで
⑧ 昭和37年10月1日から同年10月4日まで
⑨ 昭和38年2月22日から同年10月1日まで
⑩ 昭和38年10月1日から昭和39年7月1日まで
⑪ 昭和40年7月30日から同年8月1日まで
⑫ 昭和40年8月1日から昭和41年11月まで
⑬ 昭和41年11月1日から同年11月10日まで
⑭ 昭和42年3月1日から昭和43年8月30日まで
⑮ 昭和42年3月3日から同年4月1日まで
⑯ 昭和43年8月から昭和45年8月まで
⑰ 昭和45年8月1日から昭和46年8月1日まで
⑱ 昭和47年12月26日から昭和48年1月1日まで
⑲ 昭和48年1月から同年8月1日まで
⑳ 昭和49年2月1日から昭和53年8月1日まで
㉑ 昭和53年8月1日から同年12月まで
㉒ 昭和53年12月1日から昭和54年2月まで
㉓ 昭和54年4月1日から同年6月1日まで
㉔ 昭和55年2月26日から昭和56年4月1日まで
㉕ 昭和56年4月1日から同年4月26日まで
㉖ 昭和57年3月から同年11月1日まで
㉗ 昭和59年3月11日から昭和60年4月1日まで
㉘ 昭和60年4月1日から昭和61年6月1日まで
㉙ 昭和61年6月1日から昭和62年7月1日まで
㉚ 昭和62年7月1日から平成4年7月1日まで
㉛ 平成4年7月1日から平成12年10月1日まで

私は、請求期間について、以下のとおり勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間①については、A社B支店に勤務し、物件調査管理の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間②については、C社に勤務し、営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間③については、D社に勤務し、営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間④については、E社に昭和36年9月に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年11月6日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑤については、E社を昭和37年4月30日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年5月1日になるはずだが、同年4月28日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑥については、G社に昭和37年5月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年6月6日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑦については、G社を昭和37年9月30日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年10月1日になるはずだが、同年8月30日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑧については、H社に昭和37年10月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年10月4日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑨については、H社を昭和38年9月30日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年10月1日になるはずだが、同年2月22日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑩については、J社に昭和38年10月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和39年7月1日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑪については、K社を昭和40年7月31日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年8月1日になるはずだが、同年7月30日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑫については、L社に勤務し、販売及び人材育成業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑬については、M社に昭和41年11月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年11月10日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑭については、N社に勤務し、人材育成、営業及び受託販売の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑮については、M社を昭和42年3月31日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年4月1日になるはずだが、同年3月3日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑯については、O社に勤務し、営業部課長として、人材育成及び営業社内調査の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑰については、P社に昭和45年8月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和46年8月1日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑱については、P社を昭和47年12月31日に退職したため、被保険者資格の喪失日は昭和48年1月1日になるはずだが、昭和47年12月26日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑲については、Q社に昭和48年1月に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年8月1日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑳については、R社に勤務し、人材育成及び営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間㉑については、S社に勤務し、営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保

険者期間となっていない。

請求期間②については、T社に正社員として勤務し、物件管理業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間③については、U社に昭和 54 年 4 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間④については、U社を昭和 56 年 3 月 31 日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日になるはずだが、昭和 55 年 2 月 26 日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑤については、V社に昭和 56 年 4 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年 4 月 26 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑥については、W社に昭和 57 年 3 月に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑦については、W社を昭和 60 年 3 月 31 日に退職したため、被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日になるはずだが、昭和 59 年 3 月 11 日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑧については、X社に勤務し、仲介業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑨については、Y社に営業員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑩については、Z社に営業として勤務していたが、交通事故療養中の期間を含む全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑪については、a社に勤務し、所有物件処理に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①の訂正請求については、i) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社B支店は、昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、商業登記簿謄本では、A社は昭和 36 年 1 月 24 日に成立していることが確認できること、ii) 同支店は、昭和 37 年 4 月 30 日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができないこと、iii) 請求者が記憶している複数の同僚に照会をしたものの回答が得られない上、同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、請求者を記憶している者はいなかったため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iv) オンライン記録によると、請求者が記憶している同僚 4 人の同社同支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 2 月 1 日であることが確認できる上、当該同僚のうち一人は、請求期間①において、当該事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できることから、既に平成 28 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定(以下「不訂正決定」という。)

が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間①においてA社B支店に勤務し、物件調査管理の仕事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、A社B支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求の際に回答が得られなかった二人に照会を行い、一人から回答を得たものの、請求者の請求期間①に係る勤務を記憶しておらず、請求者の請求期間①に係る同支店における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 2 請求期間②の訂正請求については、i) 元事業主は既に亡くなっており照会することができない上、複数の元従業員に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者が請求期間②にC社において勤務していたことを確認することができないこと、ii) 請求者は、給与は固定給と歩合給から成っていたと述べているところ、当時の経理担当の役員は、歩合給のある社員は社会保険には加入させていなかった旨陳述していること、iii) 請求者が記憶している二人の同僚は、請求期間②において、同社の被保険者記録がない上、同社の事業所別被保険者名簿においても、当該期間の整理番号に欠番はないことから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間②においてC社に勤務し、営業の仕事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間②当時にC社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求の際に回答が得られなかった5人に照会したところ、二人から回答を得られたものの、請求者の請求期間②に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間②に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 請求期間③の訂正請求については、i) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、D社は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 同社は、昭和39年3月1日に適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に亡くなっており照会することができない上、請求者が姓のみ記憶している同僚は連絡先が不明であり、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に同姓の者は確認できないことから、請求者が請求期間③において同社に勤務していたことを確認することができないこと、iii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、請求者を記憶している者はおらず、そのうち一人は、同社が適用事業所になる前は厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間③においてD社に勤務し、営業の仕

事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、D社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求の際に回答が得られなかった3人に照会をしたところ、二人から回答を得られたものの、請求者の請求期間③に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間③に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 請求期間④の訂正請求については、i) 当時の事業主は既に亡くなっており照会することができない上、E社で請求期間④前後に厚生年金保険の被保険者となっている複数の元従業員に照会したものの、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 回答のあった7人の元従業員のうち5人は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していると回答していることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間④においてE社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間④当時にE社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求の際に照会を行った11人を含む19人に照会し、10人から回答を得られたものの、請求者の請求期間④に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間④に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、E社に、昭和37年4月30日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、請求期間⑤当時の事業主は既に亡くなっていることから照会することができない上、オンライン記録により、当該期間当時にE社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、上記19人に加え4人に照会し、11人から回答を得られたものの、請求者の請求期間⑤に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑤に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 6 請求期間⑥及び⑦の訂正請求については、i) G社は、請求期間⑥及び⑦当時の書類がないため、請求者の勤務期間を確認できない旨回答していること、ii) 請求期間⑥及び⑦中に被保険者記録の確認できる複数の元従業員に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 請求期間⑥及び⑦当時の社会保険事務担当者は、「社員が入社すると、すぐに厚

生年金保険に加入させていた。退職日に合わせて資格喪失の届出を行っていた。」と回答していることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑥及び⑦においてG社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間⑥及び⑦当時にG社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求の際に回答を得られなかった6人を含む7人に照会し、3人から回答を得られたものの、請求者の請求期間⑥及び⑦に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑥及び⑦に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

7 請求期間⑧について、請求者は、H社に昭和37年10月1日から勤務していたと主張している。

しかしながら、I社から提出された請求者に係る従業員名簿において、請求者の雇入日は昭和37年10月4日と記載されており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、I社の事業主は、請求者について、昭和37年10月4日に雇用している旨回答しているところ、H社の事業所別被保険者名簿において、請求者と同様に同年10月5日に資格取得処理されていることが確認できる6人のうち、所在が判明した3人に照会し、一人から回答を得られたものの、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間⑧に係る同社における勤務について確認することができない。

8 請求期間⑨の訂正請求については、i) I社が提出した請求者に係る従業員名簿から、請求者の雇入日は昭和37年10月4日、退職日は昭和38年2月21日であることが確認できること、ii) 当該雇入日及び退職日はオンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日とも符合している上、同名簿では請求者が健康保険証を返却したことを示す「証返」の押印が確認できること、iii) 請求者が当時係長であったと記憶している同僚は、請求者のことを記憶しておらず、係長になったのは請求期間⑨よりもずっと後である旨陳述しており、他の複数の元従業員からも、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な回答を得られないことから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑨においてH社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、H社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間⑨に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求において照会を行った者を除き、25人に照会し、17人から回答を得られたものの、請求者の請求期間⑨に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑨に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ることはできない。

- 9 請求期間⑩の訂正請求については、i) 請求者が記憶している元事業主は、J社における被保険者記録がなく、連絡先が不明であることから、請求者の勤務実態等について照会することができないこと、ii) 請求者が記憶している同僚4人を含め文書照会に回答した20人の元従業員等からは、請求者の請求期間⑩における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得られないこと、iii) 請求者が記憶する同期入社であったとする同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、請求者の被保険者資格の取得日（昭和39年7月1日）と同日であることが確認できること、iv) 文書照会に回答のあった20人の元従業員等の回答によると、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しているとした者は4人、一致していないとした者は4人であり、同社における厚生年金保険の取扱いは、必ずしも全ての従業員が同じではなかったことがうかがえることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑩においてJ社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、J社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、昭和40年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間⑩における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、J社の事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、31人（請求者が記憶する同僚のうち、連絡可能な二人を含む。）に照会し、20人から回答を得られたものの、請求者の請求期間⑩に係る具体的な勤務状況を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑩に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 10 請求期間⑪について、請求者は、K社に昭和40年8月1日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、上述のとおり、K社は、昭和40年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に亡くなっており、同社の閉鎖登記簿謄本によると、昭和40年7月30日に解散により閉鎖していることが確認できることから、請求期間⑪における事業実態が確認できない。

また、K社の事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、31人（請求者が記憶する同僚のうち、連絡可能な二人を含む。）に照会し、20人から回答を得られたものの、請求者の請求期間⑪に係る勤務を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑪に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑪における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

11 請求期間⑫の訂正請求については、請求期間を昭和40年7月30日から昭和41年11月10日までとした訂正請求について、i) L社は、請求者に係る資料は何もないため、請求者の勤務実態を確認できず、厚生年金保険料を給与から控除したかも不明である旨回答していること、ii) 文書照会に回答した8人（請求者が記憶する同僚一人を含む。）の元従業員等は、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得られないこと、iii) 文書照会に回答した複数の者は、入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと回答しており、請求期間当時、社会保険事務を担当していた元従業員は、厚生年金保険の加入手続を行う前に退職した従業員は多数いた旨回答していることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑫においてL社に勤務し、販売及び人材育成業務に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間⑫当時にL社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、新たに41人に照会し、19人から回答を得られたものの、請求者を記憶する者はおらず、請求者の請求期間⑫に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認できないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

12 請求期間⑬及び⑭について、請求者は、M社に昭和41年11月1日から昭和42年3月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、M社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も亡くなっていることから、請求者の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のM社における雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録により、請求期間⑬又は⑭当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した16人（請求者が姓のみを記憶する者と同姓の者3人を含む。）に照会し、9人から回答を得られたものの、請求者の同社における入社年月日及び退職年月日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑬及び⑭に係る同社における勤務並びに請求期間⑭に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑭における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

13 請求期間⑮の訂正請求については、請求期間を昭和42年3月3日から昭和43年8月1日までとした訂正請求について、i) 当時の代表取締役は連絡先が不明であり、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、N社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社に係る商業登記簿謄本によると、請求期間のうち、昭和42年3月3日から同年8月15日までの期間は会社成立前の期間であることが確認できること、iii) 請求者が姓のみを記憶する同僚については、連絡先が不明であり照会することができないことから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑭においてN社に勤務し、人材育成、営業及び受託販売の仕事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、N社の会社成立前の期間については勤務していない旨陳述している上、請求者は複数の同僚を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、住所が確認できず、請求者の請求期間⑭に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 14 請求期間⑯の訂正請求については、i) 当時の取締役は「会社が厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入した。」と回答しているところ、当該取締役は請求期間⑯について、国民年金保険料が納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できること、ii) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、O社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できること、iii) 同社の元代表取締役及び請求者が姓のみ記憶する同僚については、連絡先が不明であり照会することができないことから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑯においてO社に勤務し、営業部課長として、人材育成及び営業社内調査の仕事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、連絡可能な請求期間⑯当時の取締役に再度照会を行ったものの、請求期間⑯当時における厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、当該取締役の回答からは、O社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたか否か確認することができず、請求者の請求期間⑯に係る厚生年金保険料の控除を確認できないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 15 請求期間⑰の訂正請求については、i) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、P社は、昭和46年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑰当時は適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 同社は、昭和49年2月28日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したものの回答が得られず、請求期間⑰に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間⑰に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができないこと、iv) 元事業主及び請求者が記憶している同僚7人は、全員が同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年8月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち一人は、請求期間⑰の一部において別の事業所の厚生年金保険の被保険者となっている記録が確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は新たな資料はないが、請求期間⑰においてP社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、P社の事業主に再度照会を行ったものの、回答を得られず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のう

ち、前回の訂正請求の際に回答を得られなかった一人に照会したものの、請求者の請求期間⑦に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について回答を得られず、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

16 請求期間⑧について、請求者は、P社に昭和47年12月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、上述のとおり、P社の事業主から回答を得ることができず、オンライン記録により請求期間⑧に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち連絡可能な者（前回のP社に係る訂正請求において照会した者のうち、請求者を記憶していない旨回答のあった者を除く。）に照会し、3人から回答を得られたものの、請求者の同社における勤務期間を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑧に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

17 請求期間⑨の訂正請求については、請求期間を昭和47年12月26日から昭和48年8月1日までとした訂正請求について、i) 請求期間当時のQ社の営業部次長は、「会社の経営状態は楽でなかった上、営業員はすぐに退職する者も多く、社会保険の加入手続きは、表面上は採用後すぐとなっていたが、実際にはすぐには加入させていなかった。」と回答していること、ii) 元事業主は病気療養中のため照会することができないことに加え、請求者が記憶している同僚及び請求期間において被保険者記録がある元従業員に文書照会したところ、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、iii) 事業所名は不明であるものの、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者期間と符合することから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は新たな資料はないが、請求期間⑨においてQ社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、Q社の事業主に再度照会を行ったものの、回答を得られず、オンライン記録により請求期間⑨当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、前回の訂正請求の際に照会した者のうち回答を得られなかった3人を含む14人に照会し、7人（前回の照会の際に請求者を記憶している旨回答のあった一人を含む。）から回答を得たものの、請求者の入社及び退職年月日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑨に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

18 請求期間⑩の訂正請求については、請求期間を昭和49年2月1日から昭和53年7月1日までとした訂正請求について、i) R社の元代表取締役は既に亡くなっており照会できず、当時の取締役3人に照会したものの、回答のあった一人は請求者を記憶していないなど、具体的な回答は得られないこと、ii) 請求者が記憶している同僚は連絡先が不明であるため、厚生年金

保険料の控除について確認することができないこと、iii) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、元代表取締役は、請求期間は国民年金被保険者であり、当該期間の大部分の国民年金保険料を納付していること、iv) オンライン記録によると、請求者は、請求期間のうち昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、昭和 50 年 5 月及び同年 12 月の国民健康保険税納税通知書並びに昭和 51 年 10 月及び同年 11 月の国民健康保険税領収証書を所持していることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は新たな資料はないが、請求期間②において R 社に正社員として勤務し、人材育成及び営業の仕事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、R 社の閉鎖登記簿謄本により確認できる取締役のうち、新たに一人の取締役に對し照会し、回答を得られたものの、オンライン記録によると、当該取締役も請求期間②は国民年金被保険者であり、当該被保険者期間の大部分の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間②に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

- 19 請求期間②の訂正請求については、請求期間を昭和 53 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までとした訂正請求について、i) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、S 社は、請求期間より前の昭和 48 年 12 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当該期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 請求者が記憶している複数の同僚については、同社において厚生年金保険の被保険者であったこと、又は請求期間において同社の被保険者であったことを確認することができないこと、iii) 請求者は、オンライン記録によると、請求期間は国民年金被保険者期間であり、当該期間は国民年金保険料を納付していることが確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は新たな資料はないが、請求期間②において S 社に勤務し、営業の仕事に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、S 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 48 年 12 月 27 日と同月中に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、新たに連絡可能な 4 人（請求期間②の全部又は一部に他の事業所の厚生年金保険被保険者記録のない者）に照会し、二人から回答を得られたものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間②に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

- 20 請求期間②の訂正請求については、i) 請求者が所持している昭和 54 年 1 月分の「給料支払明細書」によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、ii) 元事業主は既に亡くなっており照会できず、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数

の元従業員に照会したものの回答が得られないため、請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができないこと、iii) 同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者が記憶している同僚一人は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同名簿において、当該期間に整理番号の欠番はないこと、iv) オンライン記録によると、請求者は、請求期間は国民年金被保険者期間であり、当該期間の一部は国民年金保険料を納付していることが確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間②においてT社に正社員として勤務し、物件管理業務に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間②当時にT社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した一人及び前回の訂正請求の際に照会した者のうち回答が得られなかった一人に照会したものの、いずれの者からも回答が得られず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 21 請求期間③の訂正請求については、i) 元事業主は、請求期間当時は、2か月間の試用期間があり厚生年金保険に加入させていないと思うと回答している上、複数の元従業員も、試用期間があったと回答していることから、U社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 元事業主は、当時の資料が残っておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できない旨回答していること、iii) 請求者から提出された「昭和54年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄の金額は、オンライン記録の標準報酬月額（翌月控除と仮定）から試算した社会保険料額とほぼ一致することから、請求期間に係る厚生年金保険料は当該源泉徴収票の社会保険料に含まれていないものと考えられることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間③においてU社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間③当時にU社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、新たに二人及び前回の訂正請求の際に回答が得られなかった一人の3人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人が請求者を記憶しているものの、請求者の入社年月日を明確に記憶しておらず、請求者の請求期間③に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 22 請求期間④の訂正請求については、i) U社の元事業主は、当時の資料が残っておらず、請求者が当該期間に勤務していたことを確認できない旨回答している上、請求者を記憶しているとする当時の経理事務担当者は、「請求者は営業社員であり、昭和54年から昭和55年までに入社した営業社員で昭和56年4月まで残った人は誰もいなかったと思う。」と回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態について確認することができないこと、ii) b公

共職業安定所からの請求者に係る雇用保険失業給付金の支給状況についての回答によると、請求者は、資格決定年月日である昭和 55 年 3 月 3 日から支給最終日の同年 9 月 5 日までは失業状態であったことが確認できることから、当該期間は同社に勤務していなかったことが確認できること、iii) 雇用保険の記録によると、請求者は昭和 55 年 2 月 20 日に同社を離職した記録となっており、請求者の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る記録と近似している上、オンライン記録によると、請求期間のうち大半の期間（昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで）が国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間④においてU社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、雇用保険の失業給付金を受給していた期間はU社に勤務していない旨陳述しており、オンライン記録により、請求期間④当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、7 人（前回のU社に係る訂正請求において照会した者のうち、回答を得ることができなかった 5 人を含む。）に照会し、二人から回答を得られたものの、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間④に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

23 請求期間⑤について、請求者は、V社に昭和 56 年 4 月 1 日から勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のV社の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 56 年 4 月 26 日）と一致していることが確認できる。

また、V社の請求期間⑤当時ににおける事業主は既に亡くなっている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年当時の事業主は、請求期間⑤当時の資料を保有しておらず、請求者の入社年月日は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間⑤に係る勤務について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求期間⑤当時にV社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 22 人に照会したところ、回答が得られた 11 人のうち 3 人が請求者を記憶しているものの、請求者の入社年月日については分からない旨回答していることから、請求者の請求期間⑤に係る同社における勤務を確認することができない。

24 請求期間⑥について、請求者は、給与明細書の写しを提出し、W社には昭和 57 年 3 月から勤務していたと主張しているところ、雇用保険の記録によると、請求者の同社における資格取得日は昭和 57 年 7 月 29 日であることが確認できることから、請求期間⑥の一部について勤務が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、W社は昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和 59 年 3 月 15 日に適用事業所でなくなっていることから、請求期間⑥当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、W社の元事業主は連絡先が不明な上、請求者から提出された給与明細書の写しにより、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該給与明細書に事業所名及び支給年の記載がなく、健康保険料及び厚生年金保険料の控除額からも請求期間⑯当時の給与明細書であったか否かについて確認することができないことから、請求者の請求期間⑯に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、W社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な10人に照会したところ、回答が得られた5人のうち4人が請求者を記憶しているものの、請求者の入社年月日については分からない旨回答していることから、請求者の請求期間⑯に係る勤務を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑯における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 25 請求期間⑰の訂正請求については、i) 雇用保険の記録によると、請求者のW社の離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和59年3月11日）の前日である昭和59年3月10日であることが確認できる上、元従業員13人の雇用保険の加入記録を調査したところ、13人全員の雇用保険の離職日も、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日となっていることが確認できること、ii) b 公共職業安定所からの請求者に係る雇用保険失業給付金の支給状況についての回答によると、請求者は、資格決定年月日である昭和59年3月26日から支給最終日の同年11月27日までは失業状態であったことが確認できることから、雇用保険失業給付金を受給している期間は同社に勤務していなかったことが確認できること、iii) 元事業主は連絡先が不明であり、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iv) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、同社は昭和59年3月15日から適用事業所ではなくなっているため、請求期間のほとんどが、適用事業所ではなかったことが確認できること、v) 請求者は、c市の回答により、請求期間のうち、昭和59年3月16日以降は国民健康保険に加入していることが確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、給与明細書の写しを提出し、請求期間⑰においてW社に正社員として勤務していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、上述のとおり、W社は既に適用事業所でなくなっており、元事業主も連絡先が不明な上、請求者から提出された給与明細書については、記載されている健康保険料控除額に見合う健康保険料率から、請求期間⑰当時の給与明細書でなかったことが推認できる。

また、請求者は、雇用保険の失業給付金を受給していた期間はW社に勤務していない旨陳述している上、上述のとおり、請求者を記憶している旨の回答のあった4人は、請求者の退職年月日を記憶していないものの、うち一人は、同社が倒産した昭和59年3月に全員退職した旨回答しており、請求者の請求期間⑰に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張及び資料のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

- 26 請求期間⑱の訂正請求については、i) 元代表取締役は、「会社は解散し、資料が残っていない

いたため、請求者の勤務期間を確認することができない。」と回答している上、請求者に係る雇用保険の記録も確認できないため、請求者のX社における勤務実態を確認することができないこと、ii) オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、元代表取締役も「適用事業所ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答していること、iii) 元代表取締役は、厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、請求者は、c市の回答により請求期間において、国民健康保険に加入していることが確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑳においてX社に勤務し、仲介業務に従事していた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、X社に係る商業登記簿謄本により確認できる請求期間⑳当時の取締役（前回の訂正請求において回答のあった元代表取締役）は既に亡くなっており、請求期間⑳当時の代表取締役については、住所が確認できず、請求者の請求期間⑳に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

27 請求期間⑳の訂正請求については、i) 複数の元従業員に照会したものの、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる具体的な回答を得ることができないこと、ii) 複数の元従業員は、勤務形態を承知していないが社会保険に加入していない者がいたと陳述していること、iii) Y社に係るオンライン記録において、請求期間に整理番号の欠番はない上、請求者は、c市の回答により当該期間において、国民健康保険に加入していることが確認できることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑳においてY社に営業員として勤務した旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、Y社は既に適用事業所でなくなっており、元事業主に対し照会するも回答を得ることができず、請求者の請求期間⑳に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者が同社における同僚であったとして姓を挙げている3人のうち、二人の姓については、請求期間⑳当時の同社における厚生年金保険被保険者において同姓の者は確認できないものの、一人の姓については、同姓の者が3人確認できることから、オンライン記録により、請求期間⑳当時にY社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、当該3人を含め連絡可能な48人に照会し、26人から回答を得られたものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑳に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

28 請求期間⑳の訂正請求については、請求期間を昭和62年7月1日から平成3年1月24日までとした訂正請求について、i) 請求者は、昭和62年10月4日に業務上の自動車事故を起こし、その後は退職までZ社に出勤しておらず、その間は労働者災害補償保険法に基づく休業補

償を受給し、同社から給与は支給されていなかった旨陳述していること、ii) 請求期間当時の元事業主から文書照会に対する回答が得られない上、回答のあった3人の元従業員は、いずれも請求者を記憶していないため、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、iii) 同社に係るオンライン記録において、請求者が交通事故連絡係として記憶する同僚と同姓の者を確認することができないこと、iv) 請求者は、c市の回答により請求期間において、国民健康保険に加入していることが確認できることから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、請求期間⑩においてZ社に営業として勤務していたが、交通事故療養中の期間を含む全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、請求期間⑩のうち昭和62年8月8日から平成3年1月23日までの期間について、請求者は、Z社に在籍していたことは認められるものの、請求期間⑩当時の事業主は、請求者の同社における勤務について不明と回答している上、オンライン記録により、請求期間⑩当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な26人（前回の訂正請求の際に回答が得られなかった一人を含む。）に照会したところ、回答が得られた16人のうち二人が請求者を記憶している旨回答しているものの、これらの者からの回答からは、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態を確認することができないことから、請求者の当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

29 請求期間⑪について、請求者は、a社に勤務し、所有物件処理に従事していたと主張しているところ、同社の代表者は、正確な期間は記憶していないものの、請求者は同社に勤務していた旨陳述している。

しかしながら、上記代表者は、a社は個人事業であり、厚生年金保険及び雇用保険の適用事業所になっていない上、請求者は共同経営者のような立場で、給与は支払っておらず、厚生年金保険料も控除していない旨陳述しているところ、請求者も同社からは給与を受け取っていない旨陳述している。

また、請求者が記憶する同僚二人のうち、連絡先が判明した一人に照会を行ったものの、回答が得られないことから、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑪における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

30 請求期間①から④まで、⑥及び⑦、⑨及び⑩、⑫、⑭、⑯及び⑰、⑲から⑳まで、並びに㉑から㉒までについて、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、請求期間⑤、⑪、⑮、⑱、㉔及び㉙について、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、請求期間⑧、⑬及び㉚について、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に勤務していたことを認めることはできない。